

確定申告は正しくお早めに

申告期限および納期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税 3月31日(火)まで

確定申告が必要な方とは

- 給与所得者で、給与の年収が2千万円を超える方
- 給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与所得者で、2か所以上から給与を受けている方
- 令和元年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除・扶養控除など)の合計を超える方
- 令和元年の中途中で退職して、年末調整を受けていない方など

所得税確定申告参考資料の送付

年金所得者の確定申告手続不要制度による注意点

- ・ 国民健康保険料
 - ・ 後期高齢者医療保険料
 - ・ 介護保険料
- 令和元年中に納付いただいた国民健康保険税と後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付額を記載したはがきを、1月下旬に納付義務者に郵送しますので、所得税確定申告、町県民税の申告にご利用ください。

- このはがきには、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。特別徴収分(年金天引き分)については、各年金・共済保険者から送られる源泉徴収票に記載されます。

小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次とのおり開設します。なお、受付は早めに締め切ります。

介護保険料について

福祉課 高齢介護係 ☎(83) 1226

受付 午前8時30分～午後4時
相談 午前9時～午後5時
(土・日を除く。2月24日(月・祝)と3月1日(日)は開設)

場所 小田原税務署

休日などに申告書を提出する場合

- ① 小田原税務署正面脇の「時間外文書受取箱」に投函してください。
- ② 申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

町役場税務課でも申告書を受け付けます

〒250-8511 小田原市荻窪440番地

申告用紙は、1月23日(木)から税務課窓口で配布します。事前に添付書類(医療費控除の明細書など)の整理や計算を行つてからお越しください。なお、譲渡所得などの申告相談は行えないものもあります。

所得税および復興特別所得税・贈与税・地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示が必要です。



NEWS

確定申告無料相談会

税理士による無料申告相談

2月6日(木) 申告書を作成して提出できます。
 松田町民文化センター 展示ホール
 午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受付時間は、午後3時までとなります。また、相談可能な人数に達した場合、受付を締め切ります

※譲渡所得などの申告相談は行えないものもあります

■青色申告会にて確定申告指導会場を開設します

2月3日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く。ただし2月24日(月・祝)および3月の日曜日は開設)
 青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)
 午前9時～午後3時(受付は8時30分から。最終日は午後2時に受付終了)

申告も納税もe-Taxで! 詳しくは 国税庁 検索

医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

平成29年分以降の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書(国税庁公式サイトからダウンロードできます)」の添付が必要となりました(領収書の提出は不要となり、自宅で5年間保存する必要があります)。また、神奈川県の国民健康保険および後期高齢者医療制度の「医療費通知書」も、平成30年分の確定申告から使用できるようになりました。

雑損控除等の説明会のご案内

台風19号の影響により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、令和元年分の所得税などの全部又は一部が軽減される場合があります。この災害により被害を受けられた皆様を対象に、次のとおり雑損控除等の説明会を開催いたしますのでご利用ください。詳細は、小田原税務署個人課税第1部門までお問い合わせください。

☎ (35) 4511 (自動音声にしたがって、「2」の番号を選択してください)

日程	時間	会場
令和2年1月14日(火)	午後1時30分～3時30分	小田原税務署別棟会議室
令和2年1月15日(水)	午前9時30分～11時30分	